

令和7年7月

## 新川広域圏事務組合議会7月定例会会議録

令和7年7月28日 開会

令和7年7月28日 閉会

新川広域圏事務組合

令和7年7月28日 魚津市役所 第1委員会室において開く

### 議事日程

- 第1 議席の指定
- 第2 会議録署名議員の指名
- 第3 会期の決定
- 第4 議案第4号から議案第6号まで及び認定第1号並びに報告第1号について  
(理事長提案理由説明)
- 第5 組合事務一般並びに提出案件に対する質問、質疑
- 第6 議案第6号について  
(採決)
- 第7 議案第4号、議案第5号及び認定第1号について  
(総務広域常任委員会委員長報告、質疑、討論、採決)
- 第8 議会運営委員会及び総務広域常任委員会の閉会中の継続審査

### 本日の出席議員 (12人)

- |     |       |     |       |
|-----|-------|-----|-------|
| 1番  | 石崎一成君 | 2番  | 金川敏子君 |
| 3番  | 浜田泰友君 | 5番  | 古川和幸君 |
| 6番  | 柳田守君  | 7番  | 成川正幸君 |
| 8番  | 木島信秋君 | 9番  | 本田均君  |
| 10番 | 佐藤一仁君 | 11番 | 松澤孝浩君 |
| 12番 | 加藤好進君 | 13番 | 水野仁士君 |

### 欠席した議員 (1人)

- 4番 越川隆文君

### 説明のため出席した者

理事長	村 椿	晃 君	副理事長	武 隈	義 一 君
副理事長	笹 島	春 人 君	副理事長	笹 原	靖 直 君
会計管理者	政 二	弘 明 君	事務局長	立 野	宏 君
総務課長	水 島	真 人 君	業務課長	流	新 一 君
エコぽ〜と 所 長	森	義 雄 君	宮沢清掃センター兼クリーンぽ〜と 所 長	飛 島	力 君

### 職務のため出席した者

魚津市企画部次長兼企画政策課長	木 村	勝 君
黒部市総務管理部企画情報課長兼企画調整班長	能 登	隆 浩 君
入善町秘書政策室長	島 尻	充 浩 君
朝日町財政管理課長	山 崎	明 子 君
総 務 課 係 長	島	司 君
総 務 課 主 任	河 崎	拓 也 君

午前10時00分 開会

#### 「開会宣告」

○議長（成川正幸君） 本日、7月定例会が招集されましたところ、ただいま出席議員は定席数であります。

これより、令和7年新川広域圏事務組合議会7月定例会を開会いたします。

本定例会における議案説明のための出席者は、理事長、副理事長、会計管理者、事務局長その他関係課長等であります。

ご報告いたします。越川隆文君より所要により本定例会を欠席する旨の届出があり、受理したことを報告します。

#### 「議事日程報告」

○議長（成川正幸君） これより会議を開きます。

本日の日程はお手元に配布した日程表のとおりであります。

#### 「議席の指定」

○議長（成川正幸君） 日程第1 議席の指定を行います。

このたび魚津市議会から選出されました金川敏子議員の議席は、会議規則第4条第1項の規定により、議長において、ただいま着席いただいております議席を指定いたします。

#### 「会議録署名議員の指名」

○議長（成川正幸君） 日程第2 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則の定めるところにより議長において、2番 金川敏子議員、8番 木島信秋議員を指名いたします。

#### 「会期の決定」

○議長（成川正幸君） 日程第3 会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期を本日1日と定めたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成川正幸君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日 1 日間と決定いたしました。

「議案第 4 号から議案第 6 号まで及び認定第 1 号並びに報告第 1 号について」

○議長（成川正幸君） 日程第 4 本会議に付議されております議案第 4 号から議案第 6 号まで及び認定第 1 号並びに報告第 1 号を議題といたします。

「提案理由説明」

○議長（成川正幸君） 提案者の説明を求めます。

村椿晃理事長。

○理事長（村椿晃君） 本日ここに、令和 7 年 7 月新川広域圏事務組合議会定例会が開催されるにあたりまして、本組合の運営について所信の一端を申し述べますとともに、提案いたしました案件につきまして、その概要をご説明申し上げます。

はじめに、令和 6 年度における各施設の整備状況についてであります。

エコぼ〜とでは、2 号炉整流板、ダストバンカーケーシング、炉内の耐火物補修、新川一般廃棄物最終処分場では浸出処理システムパソコン補修、宮沢清掃センターでは、粗大ごみ集じん器、破砕機ライナー及び供給フィーダ等の補修をそれぞれ実施し、施設の保全に努めてまいりました。

施設運営の更なる効率化を進め、管理費の増加を少しでも抑えられるよう、努力していきたいと考えております。

次に、令和 6 年度から令和 9 年度までの 4 か年の継続事業としておりますエコぼ〜と基幹的設備改良事業の進捗状況についてであります。

現在の状況としましては、当組合、施工業者及び施工監理業者の 3 者による工程会議を毎月行い、詳細図面の作成、詳細工程の確認、機械設備製作及び材料手配などの準備作業が順調かつ着実に進んでいることを確認しております。

また、ごみ計量器補修をはじめとした令和 7 年度別発注分 7 件の補修につきましても、6 月までに全ての契約締結を完了しております。

なお、今月 16 日には地元代表者を対象に現地工事前の地元説明会を開催し、工事期間や作業時間帯、工事車両通行経路や工事関係者通勤経路などについて、施工業者の三菱重工

パワーインダストリー株式会社より説明を行いました。

8月から仮設事務所設置などの仮設工事に取り掛かり、10月からは本格的な現地工事に着手し、共通仮設工事、共通設備1期工事、3号炉工事等を順次進めてまいります。

今後も引き続き、工事の進捗状況、施設の運転管理状況等について、議員の皆様や地域住民の方々にしっかりと報告し、情報を共有するとともに、安全対策や周辺環境に十分配慮しながら事業を進めてまいります。

それでは、今定例会に提出いたしました案件について、ご説明申し上げます。

議案第4号 令和7年度新川広域圏事務組合一般会計補正予算第1号は、歳入歳出予算の総額に381万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ23億3,677万7千円としたいのであります。

今回、補正いたしますものは、宮沢清掃センター搬入道路から市道宮沢鏡野線へ接続する交差点について、構造上、見通しが悪く通行に危険性がある状況となっていることから、道路形状改良に必要な測量及び設計等の経費に係る負担金を計上いたしました。

なお、財源として分担金を充当いたしております。

次に、議案第5号 新川広域圏事務組合宮沢清掃センター搬入道路整備事業に要する経費の分担金の分賦区分についてであります。これは、宮沢清掃センター搬入道路整備事業に要する経費の負担割合を新たに設定するため、新川広域圏事務組合規約第17条の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第6号 新川広域圏事務組合監査委員の選任につき同意を求めることについてであります。監査委員 上島 篤 氏が令和7年6月30日付けで辞職されたため、後任に入善町小杉 上野 真里子 氏を選任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

次に、認定第1号 令和6年度新川広域圏事務組合一般会計歳入歳出決算の認定についてであります。令和6年度歳入決算額は、16億5,365万8,112円、歳出決算額は、15億9,678万8,718円であります。この結果、歳入歳出差引額は5,686万9,394円となっております。

この決算について、6月20日に監査委員の審査を経ましたので、監査委員の意見書を添えて、地方自治法第233条第3項の規定に基づき議会の認定に付するものであります。

最後に、報告第1号 令和6年度新川広域圏事務組合一般会計継続費繰越計算書についてであります。これはエコぽ〜と基幹的設備改良事業費に係る歳出予算の経費の金額で、令和6年度内に支出を終わらなかった271万8,100円を逓次繰越いたしますので、地方自治

法施行令第145条第1項の規定により報告するものであります。

以上、本日提出いたしました案件の説明といたします。

何とぞ、慎重審議の上、議決を賜りますよう、お願い申し上げます。

### 「組合事務一般並びに提出案件に対する質問、質疑」

○議長（成川正幸君） 日程第5 組合事務一般並びに提出案件に対する質問、質疑を行います。

発言の通告を受けておりますので、発言を許可いたします。

3番 浜田泰友議員。

○議員（浜田泰友君） 新川広域圏事務組合議会7月定例会にあたり、通告に従いまして、3点の質問をいたします。

質問の1点目は、エコぽ〜と基幹的設備改良事業についてです。

令和6年度より取り組まれている当事業は今年度より現地工事が開始され、これまでの16時間3炉運転から24時間2炉運転へと変更されております。完成は令和9年度中を予定しているとのことです。先日の全員協議会では本年2月上旬に1号炉で異常が発生したこと、また、4月、5月の平均焼却量の減少が現在も続いていることが報告されました。これらの事象が基幹的設備改良事業に何らかの影響を及ぼすのではないかと危惧しております。そこで質問をいたします。

24時間運転での異常について。1号炉で発生した赤熱化現象の原因及びその対策について問う。また、24時間運転により焼却量が計画よりも1日当たり約10トン減少した原因は何か。基幹的設備改良工事に与える影響についても併せて問う。

次に、総事業費としては88億2,600万円が試算されており、その内54億7,000万円を起債により調達する計画となっております。近年、金利のある世界と言われているとおり、金利が上昇傾向にあります。構成市町の財政に与える影響も懸念されますことから質問をいたします。

地方債の償還について。当初、3年据置き15年償還、金利1.2%、あるいは3年据え置き20年償還、金利1.5%を前提としていたが、直近では金利が上昇傾向にあり、令和7年7月の財政融資資金貸付金利は15年償還で1.6%、20年償還で1.9%となっております。この状況を踏まえ、現在の地方債の償還計画について改めてお答えをお願いします。

質問の2点目はプラスチック使用製品再商品化計画についてです。現在新川広域圏を構

成する2市2町においてはビニール・プラスチックの一括回収に向けた取組が進められており、令和8年4月の事業開始を予定していると伺っております。つきましては、この計画の現在の進捗状況についてお聞かせください。

質問の3点目は環境対策費についてです。環境対策費はごみ袋の有料化に伴う手数料収入を主な財源とし、ごみ袋の取扱いや資源回収などの関連事業に充てられております。令和5年度決算においては手数料収入が事業支出を2,158万円上回り、黒字となりました。一方、令和6年度決算では収支がほぼ均衡し、結果として市町の負担は発生しませんでした。今後は収支バランスの変化により市町の財政負担が生じる可能性があるかと認識しております。一方で資源回収については、構成市町それぞれで独自の取り組みが進められており、今後は環境対策費事業における資源回収のあり方について広域的な視点から再検討する必要があると考えております。そこでお伺いたします。今後の資源回収のあり方について、現時点でどのような検討がなされているのかご説明をお願いします。以上です。

○議長（成川正幸君） 村椿晃理事長。

○理事長（村椿晃君） 浜田議員のご質問にお答えいたします。

まず初めに、エコぼ〜と基幹的設備改良事業に関するご質問のうち、24時間運転での異常についてお答えします。一般廃棄物の焼却施設であるエコぼ〜とは施設の基幹的設備改良工事に伴いまして、本年4月から3炉16時間の準連続運転から2炉24時間の全連続運転に変更し、ごみの焼却を行っているところであります。施設の24時間運転を開始する前、本年2月上旬でございますが、1号炉の運転中に当炉のケーシングが赤熱化する現象が発生いたしました。直ちに運転を停止し、調査をした後補修を実施し、対応をしたところでございます。この赤熱化の原因でございますが、炉内耐火材の一部が損傷や欠落により生じた隙間の部分から炉内の熱が炉の外側を覆っております鉄製のケーシングまで届いたことが原因で発生したものと考えられます。なお、2号炉及び3号炉も同様の可能性がございましたため、確認をいたしましたが、異常はございませんでした。今後は施設が老朽化していることを踏まえ、今まで以上に運転中の異常の有無について注視し、安全な施設管理に努めてまいりたいと考えております。

次に、24時間運転の焼却量の減少、10トン減少しているわけですが、それについてお答えします。当初、24時間運転の焼却量を1炉当たり日量約80トンと見込んでおりました。浜田議員のご指摘のとおり、現状は日量約70トンの焼却量ということで、先ほどの80トンよりも10トン少ない状況というようになっております。この原因といたしましては、24時間の連続運転をすることにより炉内の温度が高温になりやすい状況にありますことから、炉内へ投入するごみの

量を制限するものによることと考えております。

最後に3点目ですけれども、基幹的設備改良工事に与える影響についてのご質問でございますが、現在施工中の基幹的設備改良工事は24時間運転に対応した設計となっております。ご質問に関係する改良箇所を簡単にご説明いたしますと、二次燃焼室の容積を拡大いたしまして、水噴射式の減温棟を設置します。このことにより、これまでよりも効率よく排ガスの温度が管理できるようになります。また、新たに破砕機を設置し、炉内へ安定したごみ供給が可能になります。現状では焼却時の熱の影響から施設の能力を十分に発揮できていない状況でございますが、改良工事完了後は焼却炉の熱負荷の低減がなされますことから2炉24時間で公称能力の1日当たり174トンのごみ焼却が安定して連続運転できるものと考えております。

次に、地方債の償還についてのご質問にお答えします。エコぼ〜と基幹的設備改良事業につきましては総事業費88億2,605万2千円、令和6年度から令和9年度までの4か年の継続事業ということで、現在進めているところでありますが、事業費の財源といたしまして国庫補助金で24億5,384万7千円、一般財源で8億5,860万5千円、起債で55億1,360万円を見込んでおり、起債の借入先といたしましては、財政融資資金を予定しております。浜田議員のご指摘のとおり、財政融資資金の貸付金利は令和7年1月時点で3年据え置き15年償還の場合で金利が1.2%、20年償還で金利が1.5%でありましたけれども、現在は15年償還の場合は金利が1.6%、20年償還の場合は金利が1.9%ということでこの半年間で0.4%ほど上昇しており、今後も金利が上昇する可能性があるわけでございます。このような金利の動向や構成市町の償還計画などを踏まえまして、償還期間を15年と20年のどちらにするか現在検討しているところであります。いずれにしても次年度の当初予算に関係いたしますので来年2月までには償還期間を決定し、他の公債費も含めた将来的な償還計画をお示ししていきたいと考えております。

次に2番目のご質問のプラスチック使用製品再商品化計画についてお答えします。この再商品化計画はプラスチック資源循環法に基づき実施するものであり、現在各自治体で回収している容器包装プラスチック類と新たに製品プラスチック類を一括りに回収することによりまして、再商品化やリサイクルしやすい環境をつくり、資源の循環を促進するといったことであります。初めに当組合が事業主体となりました経緯についてご説明申し上げます。令和5年11月に組合を構成します魚津市、黒部市、入善町、朝日町においてプラスチック使用製品廃棄物の再商品化に向けた実証実験が行われ、その取組について検討されました結果、4自治体が揃って事業開始をするということが確認されました。事業に係る事務負担の軽減ですとか合理化を図るために当組合が事業主体となり、令和8年4月から事業開始を目標として進めることとなったわけございま

す。現在、国からの再商品化計画の認定を得るため本年6月に申請書類を環境省及び経済産業省へ提出しており、審査中であります。本年は全国的に申請件数が多く、審査に時間がかかると聞いておりますけれども、おおむねスケジュールどおり進んでいくものと考えております。認定されれば、令和8年4月の事業開始に向け構成市町と協力し、進めていきたいと考えております。

質問3番目の環境対策費に関する質問にお答えいたします。昨今の経済状況、物価高騰等によりごみ袋交付手数料により賄っていた環境対策費が、ごみ袋交付手数料の減収ですとか資源回収事業費等の支出額の増によりまして構成市町の財政負担が発生するという事は、状況によりまして今後十分考えられると認識しております。当組合といたしましては、サービスを落とさずに構成市町の財政負担にならないよう創意工夫して努めていかなければならないと考えております。浜田議員のご指摘のとおり、資源回収事業の見直しもその一つと考えております。経費を削減する方法の一例といたしましては、地区ステーションでの回数を減らし、拠点ステーションへ集約する方法が考えられるわけですが、拠点ステーションに足を運べない高齢者や交通弱者の方もおられるので地区ステーションでの回収は重要なサービスであると認識しております。また、収入につきましてもごみ袋交付手数料に限らず当組合の収入について見直しの検討も必要だと考えております。このようなことを勘案しながら圏域内の住民の皆さまにとって何が一番有益であるかを考え、構成市町と相談しながら検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（成川正幸君） 3番 浜田泰友議員。

○議員（浜田泰友君） はい、少し再質問をさせていただきます。

質問の1点目に関しましては24時間運転での異常が出た件に関してはこの後に与える影響はないということで安心いたしました。

そして、地方債の償還の件につきましても、来年度予算に向けて示されるということで待ちたいと思っております。

プラスチック使用製品の再商品化、ビニプラの一括回収についての申請は今のところ予定どおりということですが、来年からは資源回収におけるビニプラの収集量が増えるという形になりまして、3番の環境対策費の件については、一つだけ再質問させていただきたいので前段だけ説明させていただきます。うちの地元で地区のステーションを持っていたのですが、やはり地区でそれを開設したり片づけをしたりというのが負担になると、実際全戸アンケートを取ってどれくらい利用されていて、実際にここがなくなったら出しに行けない人はどれくらい影響があるのかアンケートを取って区長さんたちが調べてくれまし

た。150戸くらいの世帯のある集落で今後ほかに持っていけない、あるいは今後も出し続けたいと答えたのは3名ないし4名くらいの世帯であります。それに対して、月に2回当番をしていくというのがやはり大変だということもありまして、そういった人たちに対して別途手助けをしていくべきではないか。実際に持ってくる人たちはそれくらいしかいなくて、そうした人たちに対してもう少し手助けをしていく必要があるんじゃないかということで、まだ結論は出ていませんが、私の町内会では廃止の方向に向かっているという話がありました。今後高齢者が増えてくるという中で、どうやって個別の人たちをサポートしていくか、あるいは全体の効率を上げながら個別の人たちをサポートしていくかという視点が大切になってくると思うんですが、ビニプラの一括回収も含めて資源回収という観点が大切な中で、今後理事者の皆さまはそれぞれの市町の取組として、どういうふうにされていくつもりなのかということをご代表して理事長にお伺いをしたいと思います。この質問は何度か私から質問しておりまして、実際に常設のステーションとかに持っていけない高齢者や事情のある方に対して何とか手当をしなければいけないということがキーポイントだと思うんですけど、そこに対しての手当がどうなっていくのかについてもお願いします。

○議長（成川正幸君） 村椿理事長。

○理事長（村椿晃君） 浜田議員のご指摘のとおり、取り残される方々のステーションに持っていく、あるいは回収するといったことが重要だと思っています。また、一律にこういうようなやり方をしたらいいという答えを用意できていないというのが現状でありますけれども、例えば、地域の方での取組を応援するような仕組みのようなものをできないか、あるいは市の方でも回収業者さんとの距離の中で一括回収についていろいろなことを考えていかないといけないと思っていて、是非地域の検討状況を聞かせていただきながら考えていきたいと思っております。

○議員（浜田泰友君） 終わります。

○議長（成川正幸君） 以上で、通告を受けておりました質問、質疑は終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成川正幸君） 質疑なしと認めます。

これをもちまして、組合事務一般並びに提出案件に対する質問、質疑を終了いたします。

日程第6 議案第6号についてを議題といたします。本件については、会議規則第37条

第3項の規定により、委員会付託、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成川正幸君） ご異議なしと認め、採決いたします。

新川広域圏事務組合監査委員に入善町小杉 上野真里子君を選任することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成川正幸君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第6号は同意することに決しました。

#### 「議案の常任委員会付託」

○議長（成川正幸君） ただいま議題となっています議案第4号、議案第5号及び認定第1号について、総務広域常任委員会に審査を付託いたします。

この際、委員会審査のため暫時休憩いたします。

午前10時14分 休憩

午前10時23分 再開

#### 「各常任委員会委員長報告」

○議長（成川正幸君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第7 議案第4号、議案第5号及び認定第1号を議題とし、総務広域常任委員会委員長から報告を求めます。

佐藤一仁総務広域常任委員会委員長。

○総務広域常任委員会委員長（佐藤一仁君） それでは、総務広域常任委員会の審査結果を報告いたします。

本定例会において、当委員会に付託されました案件は議案第4号、議案第5号及び認定第1号であります。委員会を開催し、慎重に審査いたしましたところ、議案第4号につきましては全会一致で原案どおり可決、議案第5号につきましては全会一致で原案どおり可決、認定第1号につきましても全会一致で認定すべきものとしたところであります。

以上で、総務広域常任委員会委員長報告といたします。

#### 「質疑」

○議長（成川正幸君） これより、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（成川正幸君） 質疑なしと認めます。

これをもちまして、質疑を終わります。

#### 「討論」

○議長（成川正幸君） これより、討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（成川正幸君） 討論がないようですので、討論を終わります。

#### 「採決」

○議長（成川正幸君） これより、採決を行います。

はじめに、議案第4号について、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものであります。

お諮りいたします。

議案第4号について、委員長の報告のとおり、可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（成川正幸君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第4号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号について、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものであります。

お諮りいたします。

議案第5号について、委員長の報告のとおり、可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（成川正幸君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第5号は、原案のとおり可決されました。

次に、認定第1号について採決いたします。

委員会委員長の報告は、原案どおり認定すべきとの報告であります。

認定第1号について、委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（成川正幸君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第1号は認定することに決しました。

#### 「議会運営委員会及び総務広域常任委員会の閉会中の継続審査」

○議長（成川正幸君） 日程第8 議会運営委員会及び総務広域常任委員会の閉会中の継続審査についてを議題といたします。

議会運営委員会委員長及び総務広域常任委員会委員長から、会議規則第104条の規定により、お手元に配布いたしました申し出一覧のとおり、閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りいたします。

議会運営委員会委員長及び総務広域常任委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（成川正幸君） ご異議なしと認めます。

よって、申し出のとおり決定いたしました。

以上で日程は全て終了し、本定例会に付議されました案件は、全て終了いたしました。

議員各位、理事者の皆様並びに報道関係者には誠意をもってご協力いただきましたことに対し、本席から厚くお礼申し上げます。

これをもちまして、令和7年新川広域圏事務組合議会7月定例会を閉会いたします。

午前10時46分 閉会

以上の会議の次第を記録し、相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和7年7月28日

新川広域圏事務組合議会議長

署 名 議 員

署 名 議 員